

【1歳児クラスのお子様のみ対象の制度です】

空き保育室活用型定期利用保育のご案内

空き保育室活用型定期利用保育とは、新規開設などの理由で受け入れに余裕がある保育室を活用し、入園不承諾となった1歳児のお子さんを対象に定期利用保育を行う事業です。※定期利用保育は、1ヶ月単位で一定期間継続的に行う保育です。

概要

1 実施する保育園と定員

実施保育園	所在地	連絡先	定員
板橋保育園	板橋区富士見町20-25	03-5944-2662	4名

2 利用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日（令和9年4月以降の継続利用はできません。）

3 利用対象者

次の(1)～(3)の要件を全て満たす板橋区在住の集団保育が可能な児童が利用できます。

- (1) 令和8年度1歳児クラス（令和6年4月2日から令和7年4月1日生まれ）の児童であること
- (2) 保育の必要性の認定を受け、認可保育園等の入園申込みを行い、入園不承諾になっていること（転園申請の不承諾及び不承諾希望の方は除く）
- (3) 保護者が利用開始日（月の初日）現在、就労・疾病・介護などの事由により児童を保育することができないこと

4 食事

保育園で用意します。（アレルギー対応が必要な場合は保育園への相談が必要となります。）

5 保育日

保育園の開園日（祝日・年末年始を除く月～土曜日）

6 利用時間

実施保育園	利用時間
板橋保育園	7:15～18:15

※延長保育の利用可否は、園と相談のうえ、別途決定してください。

7 保育時間

上記の利用時間のうち、園と面談のうえ、各家庭状況に応じて保育時間が決まります。

8 保育料

月額30,000円（1日の利用時間11時間以内）

※保育料に給食費・おやつ代等は含まれています。

※保育園によっては、別途実費がかかる場合があります。

※延長保育料は各保育園により異なります。（上記保育料とは別に費用がかかります。）

※保育料の一部に対する助成があります。（利用開始後に区から個別にご案内します。）

令和8年度4月入所の申込期間や申込方法等は裏面をご覧ください

4月入所の申込期間	令和8年3月13日(金)～3月18日(水)
4月入所の内定発表日	令和8年3月25日(水)
4月入所の申込方法	4月入所のみ 板橋区役所で申込を受け付けます。必要書類を直接、板橋区役所保育サービス課(南館3階23番窓口)へお持ちください。(郵送不可)

利用方法等

1 申込方法（4月入所のみ申込方法が異なります。詳しくは上記をご参照ください）

申込締切日までに、必要書類を、直接、利用希望する保育園へお持ちください。
 ※郵送での受付は各園により対応が異なる場合がありますので、事前にご確認ください。

ご注意ください！

- 空き保育室活用型定期利用保育の申込できる保育園は1園のみです。2園以上申込をした場合は全ての定期利用保育の申込みが無効となります。
- 利用希望する保育園を変更する場合は、必要書類を提出した保育園から必要書類を返却してもらい、変更する希望保育園に申し直してください。

2 必要書類

- ① 空き保育室活用型定期利用保育利用申込書
 ※区のホームページからダウンロードしていただくか、又は実施園で配布しています。
- ② 「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定通知書」の写し
 ※保育の必要性の認定通知となります。
- ③ 「利用調整結果通知書」の写し（入園不承諾のもの）

3 申込締切日

利用希望月の前月10日まで（10日が日曜及び祝日の場合、翌開園日まで）

4 選考

定員を上回る申込みがあった場合には、申込書の記載情報を総合的に勘案したうえで、各園にて選考します。
 ※利用内定とならなかった場合は、待機名簿に記載され、5月以降の入所申込みの方は、4月入所の申込みの方より待機名簿の順番が後になります。

5 内定

利用内定となった方のみ保育園から電話でご連絡差し上げます。

6 面談

内定決定後、保育園が指定する期日までに面談及び健康診断を受けてください。

7 契約

運営事業者と直接契約の締結を行っていただきます。

8 その他留意事項

- 本事業は令和9年4月の認可保育園等への入園をお約束するものではありません。
- 育児休業中で入所決定された方は、入所月の月末までに必ず復職してください。
 ※認可保育園の申請を継続する方
 保育施設在園証明書、復職証明書をご提出ください。
 申込み締切日時時点で、1カ月以上利用していて、1カ月に12日以上かつ1日に4時間以上預けていることが確認できた場合、指数の加点がございます。
- 利用開始後、勤務先を退職し、月の初日から末日まで1ヶ月以上就労しない場合は契約解除となります。
- 利用開始後、第2子以降の出産により育児休業を取得した場合は育児休業を取得した月の末日（取得日が月の初日の場合は、前月の末日）までの利用となります。
- 求職を事由に入所決定し、入所月から2ヶ月以内で就労を開始できなかった場合、契約解除となります。
- 保育料は、保育園が指定する方法により直接、園へお支払ください。
- 認可保育園、地域型保育施設、認証保育所等と同時利用はできません。
- 利用開始後、認可保育園、地域型保育施設等への入所が決定した場合は、翌月からは認可保育園等の利用となります。その場合、退園の申し出を保育園に連絡してください。
- 健康診断等の結果、内定を取り消す場合もありますのでご了承ください。
- 板橋区外に転出の場合は利用対象外となりますので、事前に保育園に申し出ください。